

船橋市博物館条例及び同施行規則の改正について

1. 改正理由及び改正内容

①背景

国において、近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件を見直す必要があることから、博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）が公布された。

②主な改正内容

博物館法の一部改正等に伴い、規定の整備を行う。（条例及び規則）
月曜日が休日に当たるときに開館するための規定を設ける。（規則）

2. 船橋市博物館条例の改正

①条例第1条の条例の設置根拠を改正する

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第2条第1項に規定する</u> 博物館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号） <u>第18条の規定に基づき</u> 、博物館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

②条例第8条の博物館協議会の設置根拠の条ずれを修正

改正後	改正前
(博物館協議会) 第8条 博物館法 <u>第23条第1項の規定により</u> 、船橋市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(博物館協議会) 第8条 博物館法 <u>第20条第1項の規定により</u> 、船橋市博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

3. 船橋市博物館条例施行規則の改正

①規則第3条の月曜日が休日に当たる場合等を開館とする

改正後	改正前
(休館日) 第3条 (略) (1) 月曜日(<u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)</u> に当たるときを除く。) (2) 休日の翌日(<u>休日、土曜日又は日曜日</u> に当たるときを除く。)	(休館日) 第3条 (略) (1) 月曜日 (2) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日(土曜日又は日曜日に当たるときを除く。)</u>

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日	(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。) 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、5月3日から同月5日までの日は、開館する。
-------------------------	--

②規則第5条の資料貸出しにおける博物館に相当する施設の条ずれを修正

改正後	改正前
(資料の貸出し) (1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設として指定を受けた施設	(資料の貸出し) (1) 国立の博物館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

③第2号様式のうち、押印欄を削除

改正後	改正前
第2号様式 (略) 代表者氏名 (略)	第2号様式 (略) 代表者氏名 印 (略)

4. 施行期日

令和5年4月1日